

健生食輸発0120第1号
令和7年1月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品用PETボトル等のプリフォームの取扱いについて

食品用PETボトル等のプリフォーム（以下「プリフォーム」という。）については、これまで容器包装の原料と整理されてきたところですが、「器具又は容器包装を製造する営業の届出について」（令和6年3月28日付け健生食基発0328第11号・健生食監発0328第11号）に基づき、容器包装に該当すると改めて整理され、プリフォームを製造する営業は食品衛生法（以下「法」という。）第57条第1項に基づく営業の届出対象とすることとなりました。

今般、当該取扱いを踏まえ、プリフォームの輸入を法第27条に基づく食品等輸入届出書の届出対象とすることとしたので、御了知の上、関係者への周知方よろしくをお願いします。

本通知は本日から適用し、令和7年5月31日までの間は、なお従前の例によることができることとします。